

国の重要文化財（工芸品の部）の指定について

文化財課

1. こんどううんりゅうもんかんざし 金銅雲龍紋簪の指定

国の文化審議会（会長 佐藤 信）は、令和6年3月15日（金）に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、本県に所在する文化財（工芸品の部）1件を重要文化財に指定するよう文部科学大臣に答申した。この結果、官報告示を経て、県内の重要文化財（工芸品の部）は3件となる予定である。

国指定有形文化財件数（令和6年4月1日現在）			
種別	国宝	重文	合計
建造物	1	22	23
絵画	—	—	—
彫刻	—	—	—
工芸品	—	2	2
書跡・典籍	—	3	3
古文書	—	4	4
考古資料	—	2	2
歴史資料	1	6	7
合計	2	39	41

※ 今回指定される「金銅雲龍文簪」は、件数に含まれていない。これが指定されると重要文化財は40件（工芸品の部1件が追加）となり、国宝とあわせた合計が42件となる。

2. 解説

どうせいときん 銅製鍍金*¹。カブと呼ばれる頭部と、茎部から成る。カブには玉を手にする二頭の龍がめぐるさまを立体的に彫金する。
きこえおおきみうどうん 聞得大君御殿*²に伝来し、琉球王府の祭祀を司る最高位の神女、聞得大君が使用した簪とされて



いる。18世紀に編纂された『球陽』に記される、聞得大君と王妃が身につけるべき「黄金龍花大簪」に当たる。また本品には、琉球王府伝来の遺品に多く見られる「天」の字を形象化した印が刻まれる。

沖縄各地に残る神女簪の中でも、もっとも古い時代の一群に属し、また他

令和6年第6回教育委員会会議 報告事項(7)

の作例と比べて本品のみが二回りほど大きく、作行きも特に優れている。琉球の金工品のなかでも特筆すべき重要な作品である。(第二尚氏時代・16～17世紀)

〔所有者〕 沖縄県

〔保管〕 沖縄県立博物館・美術館

- * 1 : 銅で製造され、表面に水銀鍍金を施したもの。
- * 2 : 聞得大君の邸宅。第二尚氏時代には複数回の移動があったことが確認されており、1879年の沖縄県設置時は、現在の首里中学校グラウンドに位置していた。